

「帰一賞」推薦12名など承認

日整通常総会は6月26日に対面で

令和4年度第1回理事会



長尾学術教育部長の後任
実績の森川理事を登用

日整は、4月28日(木)午後1時から令和4年度の第1回理事会を日本柔整会館で開催した。写真。主な審議事項として日整最高栄誉賞である「帰一賞」の本年度の推薦12名および会費免除者、日整通常総会開催日時と会場、長尾淳彦学術部長の後任人事などを上程し承認可決した。

松岡保会長は挨拶の中で、6月からの料金改定

日整

トピック

発行 公益社団法人
日本柔道整復師会
発行人 松岡 保
編集人 山崎邦生

松岡保会長は挨拶の中で、6月からの料金改定
 についての主旨を述べた。
 これによると、改定率は慣例的に医科の2分の1。柔道整復療養費の収入は平成24年度から減少に転じ、これまでにおよそ一千億円減っている。新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、多数の廃業者が出ている。この窮状を厚生労働大臣を歴任された顧問の先生をはじめ、世話人会の先生方へ訴えたところ、一千億円の減少は異常な数値であり、医科診療報酬改定率の2分の1になっている改定率等を、抜本的に変えなくてはならな

い旨の助言があった。
 今後はその改革に向けて全力を傾注する強い構えだ。

主な審議事項

「帰一賞」のうち、帰一功労賞に田代富夫会員(栃木県)・竹内廣尚会員(東京都)・阿部松雄会員(新潟県)・河合優会員(富山県)・川口靖夫会員(大阪府)・布施正朝会員(大阪府)、帰一学術賞は渡邊英一会員(神奈川県)、帰一精錬賞には荻野義之会員(埼玉県)・町田尚司会員(埼玉県)・河邊法隆会員(香川県)・安東鉄男会員(大分県)・奈須開生会員(宮崎県)の計12名が推薦され、授与することを承認した。

日整広報誌第259号と260号に特集記事として、日整の前身、大日本柔道整復師会の初代会長であった市川斂(おさむ)先生について掲載した。その多くの柔道整復師関連資料を蒐集し、柔道整復業界草創期の市川斂先生をはじめとする先達の思いを編纂伝承され、

多大なる貢献をされた市川正氏(斂先生の孫で静岡県在住)に感謝状を贈呈することを決めた。

なお、コロナ禍を考慮し昨年と一昨年同様、通常総会の席上では表彰式を行わず、受賞者所属の都道府県柔道整復師会に記念の盾等を送付する。

続いて、都道府県柔道整復師会から申請のあった今年度の会費免除者案、新規の終身免除者21名および所得等に関する免除者17名を承認した(左枠内参照)。

日整通常総会は、例年6月の第4日曜日を開催

日としており、今年度は6月26日(日)に対面で開催することを承認した。会場は日本柔整会館で正午に開場し、午後1時から開会する。

- A 終身免除
会費・負担金を40年以上完納し、満85歳以上の会員
新規21名、既存79名
合計100名
- B 所得等に関する免除
生活保護を受けている会員1名
年間総収入が160万円以下の会員16名
合計17名

3月13日(日)の日整臨時総会終了後、直ちに開催した臨時理事会で、理事者の互選により長尾淳彦学術教育部長(京都会長)が副会長に就任した。そのため学術教育部長の後任として、これまで広報部長と保険部長を務め、実績のある森川伸治学術教育担当理事(愛知会長)を登用することを承認した。

報告事項では「日整登録柔道整復師」および「日整ニュースレター」登録状況などが示された。

2面	第22回柔道整復療養費検討専門委員会
3面	令和4年度の料金改定
4面	「日整ニュースレター」登録のお願い

令和4年度の料金改定を議論

柔道整復療養費は+0.13%

第22回柔道整復療養費検討専門委員会

明細書発行体制加算
今年10月1日から施行

第22回柔道整復療養費検討専門委員会(以下、専門委員会)が5月6日(金)、午後2時からオンラインにより開催され、日整からは三橋裕之副会長、長尾淳彦副会長、伊藤宣人保険部長の3名が施術者代表委員として日本柔整会館から出席した。写真。料金改定の6月を前に議論が尽くされ、柔整療養費の改定率はプラス0.13%、1ヶ月に1回のみ算定できる明細書発行体制加算の創設(施行は令和4年10月1日)などが概ね決まった。詳細を3ページに掲載。(保険部長 伊藤宣人 文責)

日整代表の意見

三橋 明細書の発行を義務化するのであれば料金改定の財源とは別枠で



体制整備をする財源を含め、令和6年度料金改定時に対応できるように予算の確保をお願いしたい。

伊藤 明細書の発行を義務化するのであれば、一部負担金を受けるときに無償で発行し、明細書発行体制加算を毎回算定できるように財源の確保をお願いしたい。

柔整療養費の収入は平成24年度から減少に転じ、令和2年度までを推計すると約一千億円減という状況である。業界は疲弊しており、料金改定だけではこれをカバーすることはできない。何か本格的なことを考えていかな

くてはいけないと考えているので、今後ご検討をお願いしたい。

現時点でも、1ヶ月まとめた領収書では療養費の支払いができないとする健保組合がある。平成30年5月の「療養費の保険者等への照会について」を改正し、患者照会において、明細書の提出を求め、明細書の提出がないことのみをもって不支給決定をすることは適切でないこと等を徹底するようお願いしたい。

三橋 健全化については、これまで施術者側から提案し、施術管理者の要件として実務経験を取り入れたこと。審査会の強化として面接確認委員会の実施等、我々自身努力してきた、その成果もでてきている。そのような中で、療養費は毎年大きく減少している状況にある。

健保連の委員は、専門委員会において何についても反対の対応をされる。柔道整復師が必要ないとお考えのようにしか思えない。また、柔整療養費を減額すればそれでいい

と思っているような発言もある。問題のある柔道整復師に対応するために検討していくことは必要だと思いが、真面目に施術をしている柔道整復師の生活を守ることも考えていただきたい。

専門委員会においては、柔道整復療養費を締め付けるだけではなく、真面目な柔整師を救うためにはどうしたら良いのかなどの観点も含め、柔整師業界を維持しつつ、どう健全化を進めていくかなど建設的な議論をお願いしたい。

長尾 施術者側も「柔道整復療養費」ならびに「柔道整復術」の適正化、健全化のための協力は惜しまない。領収書と明細書の発行により、施術内容の透明化と患者さんの施術への理解を深めることは承知している。明細書発行体制加算が創設され、毎回発行を全施術所に実施させるためには、今回のような改定時での財源ではなく、毎回発行時に算定できるように財源の確保を国にお願いしたいと思っている。

保険者代表の意見

健保連 明細書発行の義務化について、対象が限定されたことについては不満である。「令和4年度レセコンの導入状況等の調査を実施する。令和6年度改定時調査結果や改定財源を踏まえ、明細書発行体制加算の回数、額および明細書発行の義務化の対象拡大、交付回数について検討し結論を得る。併せてその検討状況も踏まえ、令和6年度改定において、保険者による受領委任払いの終了手続きを含めた取り扱い(保険者単位の償還払いへの変更)も検討し結論を得る」を前提に今回の事務局案を了承する。

協会けんぽ 今回の明細書発行の義務化については、第一歩だと考えている。令和4年度に実態を調査し検討することなので、施術者側の要望もあるが、それぞれの要望を議論する意味でも、施術所の実態について6年度に議論できるように、しっかりと調査していただきたい。

柔道整復療養費の料金改定について(令和4年6月~)(案)

	初回	2回目	3回目以降
施術の内容や部位数 によらないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・初検料(1,520円) (時間外、夜間、休日の加算あり) ・初検時相談支援料(100円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・再検料(410円) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・往療料(2,300円)、(4km超2,700円)→(4km超2,550円) 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・明細書発行体制加算(新設)(0円)→(13円) ※明細書を無償で患者に交付した場合、同月内に1回のみ算定 ※ 令和4年10月から 		
施術の内容や部位数 によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・整復料(骨折) (5,500円~11,800円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・後療料(850円) ※3部位以上は60%減の対象 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・固定料(不全骨折) (3,900円~9,500円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・後療料(720円) ※3部位以上は60%減の対象 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・整復料(脱臼) (2,600円~9,300円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・後療料(720円) ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%減の対象 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・施療料(打撲、捻挫) (760円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・後療料(505円) ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%減の対象 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・冷電法料(85円)、温電法料(75円)、電療料(30円) ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%減の対象 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・骨折、脱臼、不全骨折の固定のための金属副子等を使用した場合の加算 3回まで(1,000円) 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・柔道整復運動後療料(骨折、脱臼、不全骨折) (320円) 		
<ul style="list-style-type: none"> ・骨折、脱臼、不全骨折の応急治療を行った後の 保険医療機関への文書による患者紹介を行った場合の 情報提供料(1,000円) 			

【料金改定の要旨】

○明細書発行体制加算の創設(施行は令和4年10月1日)

■明細書発行体制加算 明細書を無償で患者に交付した場合 13円(新設)

- ・同月内においては1回のみ算定できること
- ・明細書を無償で交付する施術所である旨を予め地方厚生(支)局長に届け出ること
- ・明細書発行機能があるレセコンを使用している施術所であって、常勤職員3人以上の施術所は、患者から一部負担金を受けるときは、正当な理由(患者本人から不要の申し出があった場合)がない限り、明細書を無償で交付しなければならないこととする

○往療料の4km超の場合について減額

2,700円 → 2,550円

7,760名の会員が登録



会員限定 メール配信ツール 日整ニュースレター登録のお願い

日頃より日本柔道整復師会の活動にご協力をいただき感謝申し上げます。

日整は機関誌「Feel! Go!」を年4回(1月・4月・8月・11月)と「日整トピック」を新聞形式で併せて発行することにより、会員の皆様に日整の活動をより多くお知らせするよう情報の配信に努めております。

また、「日整トピック」は、会員に有益な情報をタイムリーに発信することを第一と考え最新情報をお届けしております。会員の皆様のパソコンやスマートフォンのメールアドレスをご登録いただき、「日整トピック」をはじめ必要な情報をダイレクトにお届けするメール配信「日整ニュースレター」をご覧ください。

このメール配信は、保険関係等の日整の重要な活動状況、柔整に関する情報、「匠の技 伝承」プロジェクト等の研修内容、会員支援情報など、日整が伝えたい内容を会員各位に直接連絡できるようにすることを目的としています。日整トピックの掲載内容もさらに充実させて配信する予定です。日整の主要事業のお知らせを会員が楽しみにしてもらえるような、日整会員必須の情報ツールに育てていきます。

「日整ニュースレター」の配信は、下記の登録サイトから直接ご登録ください。QRコードからも簡単に登録できます。

(広報部)

日整ニュースレターの登録サイトは、

QRコードから登録は、

